

標 識 設 置 等 届									
(宛先) 京 都 市 長				年 月 日					
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町12番地				届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社◇◇ 代表取締役 京都 太郎 電話 075-〇〇〇-〇〇〇〇					
京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第11条第3 項の規定により届け出ます。									
建 築 主		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町12番地							
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社◇◇ 代表取締役 京都 太郎 電話 075-〇〇〇-〇〇〇〇							
代 理 者		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町23番地							
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 一級建築士事務所◆◆ 代表取締役 都 花子 電話 075-〇〇〇-〇〇〇〇 (FAX 075-〇〇〇-〇〇〇〇)							
設 計 者		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町23番地							
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 一級建築士事務所◆◆ 代表取締役 都 花子 電話 075-〇〇〇-〇〇〇〇							
工 事 施 工 者		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町34番地							
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社●● 代表取締役 平安 京一郎 電話 075-〇〇〇-〇〇〇〇							
敷地	地名地番	京都市 〇〇 区 〇〇町12番地の3							
	用途地域	近隣商業地域 (1種住居地域)		その他の地区 域又は地区		☑20メートル 第3種高度地区 ☐風致地区 ☑景観地区 ☐宅地造成等規制区域			
	防火地域	☐防火 ☑準防火 ☐指定なし							
	指定建蔽率	80、60(76.5)パーセント		指定容積率	300、200(283)パーセント				
建築物の名称		(仮称) 〇〇町共同住宅							
建築計画の概要	主 な 用 途		共同住宅		工 事 の 種 別		☑新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途の変更		
	階	数	地上 6 階 地下 1 階		構 造		鉄筋コンクリート造		
	建 蔽 率	75.0 パーセント		容 積 率	4		186.8 パーセント		
	建築物の高さ	17.5メートル		軒の高さ	17.1メートル		棟 数	3棟	
	計画部分		既存部分		合 計				
	敷地面積	2.800 平方メートル		平方メートル		2.800 平方メートル			
	建築面積	2.100 平方メートル		平方メートル		2.100 平方メートル			
	延べ面積 (容積率対象外面積)	6.650 平方メートル (1.420 平方メートル)		平方メートル (平方メートル)		6.650 平方メートル (1.420 平方メートル)			
	住戸の数及び 利用形態	70 戸(うち床面積が25平方メートル 以下のもの 0 戸)		☐賃貸 ☑分譲 ☐その他 ()					
	着工予定年月日	平成30年10月1日		完了予定年月日	平成31年9月30日				
標識設置年月日		平成30年4月15日							
必要な申請等の種類		☑確認申請 ☐許可又は認定(関係条文) ☐計画通知							

1

手続の都合で御担当者
のお名前と FAX 番号を
お聞きます。

2

3

6

● 記入上の注意

- 1 届出者は、建築主です。
代表者名には役職名も含まれますので忘れずに記入してください。
押印は不要です。
- 2 美観地区の場合は景観地区に☑を記入してください。(修景地区の場合は☑不要です。)
- 3 敷地が指定建蔽率及び指定容積率が異なる複数の地域にまたがる場合は、按分した数値を括弧書きで記入してください。
例：容積率が80%と60%の地区にまたがる場合⇒80、60(76.5)
- 4 建蔽率・容積率の計算に間違いがないようにしてください。
書き方は確認申請の第三面と同じにしてください。
- 5 建築物の高さは高度地区(建築基準法第58条、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区)に規定する高さの算定方法によります。
- 6 確認申請上の棟数を記入してください。(自転車置場の上屋等を含む。)
- 7 この欄は共同住宅の場合のみ記入してください。
- 8 中高層条例施行規則第3条に掲げる許可又は認定に該当する場合に☑を記入してください。

- ・ 標識設置等届の記載内容は、標識の内容と整合させてください。
- ・ 届出書類等の作成及び修正については、行政書士、建築士等の資格が必要となる場合があります。